

# アル安心サポート重要事項説明書及び契約内容確認書

〈販売及びサービス提供会社〉

株式会社pequod 代表者 石原 壮大 東京都千代田区一番町15番地21一番町コート 7F 1号室

al water

このお申込みの内容は株式会社pequodがお申込み承諾後「契約の内容を明らかにした書面」となりますので必ずご確認ください。  
※消費税率は、標準税率10%を適用しています。

## サービスについて

- 1.サービスの利用をご希望のお客様は、宅配水サービスのお申込みと同時にサービスのお申込みをしていただく必要があります。  
2.本部は、宅配水サービスをご利用中のお客様のみに提供するものとし、お客様が宅配水サービスのご利用を終了した場合には同時にサービスの提供も終了いたします。

| サービスの種類         | サービス内容                                                                                                        | 適用条件                                                 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 引っ越しサービス        | 引っ越しをされた際に、本部指定の宅配水12リットルを4本無償提供するサービス                                                                        | 利用開始日より1年につき1回のみご利用いただけます。                           |
| ウォーターサーバー補償サービス | ウォーターサーバー又はボトルカバーがお客様の故意又は重過失によるものを除き、破損又は汚損され、ウォーターサーバーとして重要な機能を喪失された場合に、当該ウォーターサーバーと同一又は同等の機種に無償交換をおこなうサービス | 利用開始日より1年につき1回のみご利用いただけます。                           |
| サーバー無料交換サービス    | 通常有償のサーバー交換が、3年に1度無償交換可能になるサービスです。                                                                            | サーバーの利用開始日（サーバーを交換している場合は交換日）から3年以上経過した場合にご利用いただけます。 |

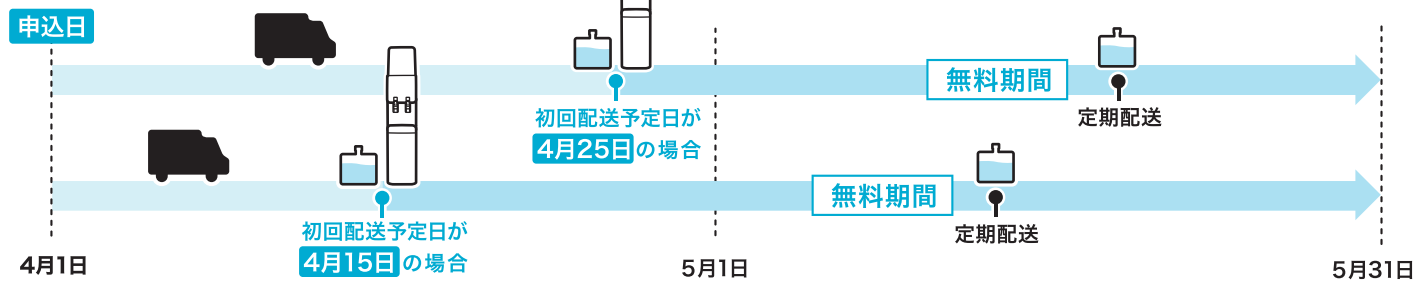
## お支払いについて

- 【利用料金】  
・サービスにおける利用料金は、以下のとおりです。

|                  |          |
|------------------|----------|
| アル安心サポート利用料金（月額） | 682円（税込） |
|------------------|----------|

- ・利用料金の課金は、利用開始日の属する月の翌々月から開始されます。  
※利用開始日は、お客様による受領が確認できた、宅配水サービスにおけるウォーターサーバーの初回配送予定日と同一の日とします。

### [例]利用料金の無料期間



※申込日が同日の場合でも初回配送予定日によって無料期間が異なります。

- 【決済方法】  
・利用料金は、宅配水サービスの料金と同一の決済方法となります。  
・口座振替の場合は、サービスの利用契約（サービスの加入対象となるサーバーの台数）ごとに口座振替事務手数料220円（税込）/月が必要となります。

## 解約について

- ・解約をご希望の場合は、カスタマーセンターへお電話でご連絡ください。  
なお、カスタマーセンターの受付時間内にご連絡いただくものとし、もし受付時間内にご連絡をいただけないときは、ご連絡いただいた日中に解約手続きを受け付けることができません。  
・解約の場合、サービスの利用契約は解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって終了となります。解約月の利用料金は、解約手続きが完了した日にかかわらず、1か月分のご請求となります。  
・一度解約された場合、再申込みはできかねます。

ご署名欄 ※ご署名の代筆はできません。

本書面及び「アル安心サポートご利用規約」の内容を承諾の上、申込みいたします。

氏名

お申込み日（ご契約日）

生年月日西暦年 月 日

西暦年 月 日

備考欄

販売店名

契約担当者名

お客様番号

クーリング・オフをご希望のお客様は下に記載の「クーリング・オフのお知らせ」をご確認ください。

## アルウォーターカスタマーセンター

※受付時間：10:00～18:00（年末年始を除く）

一般回線からのお問合せ：0120-032-732

携帯電話からのお問合せ：0570-032-732

### クーリング・オフのお知らせ

- 1.お客様がお申込み（契約）をされた場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面を郵送又はFAXで送信すること若しくは電磁的方法（電子メールの発信を含みます。）により無条件でお申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）をおこなうこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効力は書面を発信した時（郵送のときは郵便消印日付、FAXのときはその送信日）又は電磁的方法で発信した時（電子メールのときはその送信日）から発生します。ただし、お客様が自己の営業のために又は自己の営業としてお申込み（契約）をされたときは、クーリング・オフをすることができません。
- 2.この場合、お客様は、①損害賠償又は違約金のお支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額を事業者から返還します。④権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払いを請求されることはありません。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフをおこなわなかった場合は、事業者から、法律に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。
- 4.クーリング・オフを希望されるお客様は、右図のようにハガキ等に必要事項（右図のハガキ見本の記載内容を参照）をご記入の上、本部あてに郵送でお送りください。（簡易書留扱いでの郵送が確実です。）

アルウォーターカスタマーセンター：0120-032-732

郵便はがき  
〒102-0082

東京都千代田区一番町15番地21  
一番町コート7F1号室  
株式会社pequod 行

・ご住所  
・（フリガナ）  
・ご契約者様名  
・電話番号

申込（契約）日  
○年○月○日  
・販売店（取次店）名  
・商品名  
右記日付の申込は撤回し、  
または契約解除します。

# アル安心サポート利用規約

株式会社pequod（以下「本部」といいます。）は、飲料水（以下「本商品」といいます。）の宅配方式による販売及び本商品専用ウォーターサーバー（以下「本製品」といい、本商品と総称して「本商品等」といいます。）の提供サービス（以下「宅配水サービス」といいます。）を運営しています。この「アル安心サポート利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、宅配水サービスをご利用のお客様のうち、「アル安心サポート」に関して本部とお客様との間で成立する契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）を規定するものです。

al water

## 第1条 用語の定義

本規約において使用される用語の定義は、以下各号のとおりとします。また、本規約の各条項（前文等の内容を含みます。以下同様とします。）において定義される用語の意義は、文脈上明白に異なる場合を除き、その他の各条項においても同一の意義を有するものとします。

- 『営業日』とは、日本国の暦における土日祝休日及び本部が指定する年末年始の営業休止日を除く日をいいます。
- 『お客様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条3項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
- 『本サービス』とは、日常生活に安心と付加価値をつける『引越しサービス』『ウォーターサーバー補償サービス』『サーバー無料交換サービス』の3つのサービスによって構成される「アル安心サポート」が受けられるサービスをいいます。本サービスは本部が指定する個人及び企業がおこない、各サービスは運営事業者である本部及び提携先企業が提供します。
- 『引越しサービス』とは、お客様が引越しをした際に、本部指定の宅配水12リットルを4本無償提供するサービスをいいます。
- 『ウォーターサーバー補償サービス』とは、本部から提供を受けた本製品又はボトルカバーがお客様の故意又は重過失によるものを除き、破損又は汚損され本製品として重要な機能を喪失された場合に当該本製品と同一又は同等の機種又はボトルカバーへの無償交換をおこなうサービスをいいます。
- 『サーバー無料交換サービス』とは、サーバーの利用開始日（サーバーを交換している場合は交換日）から3年以上経過した場合、当該本製品と同一又は同等の機種への無償交換をおこなうサービスをいいます。
- 『利用料金』とは、お客様にお支払いいただく本サービスの利用の対価をいいます。
- 『利用開始日』とは、本サービスの利用が開始される日をいい、宅配水サービスで設定した本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日と同一の日をいいます。
- 『解約』とは、お客様が第8条に基づいて本サービス利用契約を終了させることをいいます。

## 第2条 本サービス利用契約の申込み

- 本サービスの利用をご希望のお客様は、宅配水サービスのお申込みと同時に本サービスのお申込みをしていただく必要があります。
- 本部は、宅配水サービスをご利用中のお客様のみに提供するものとし、お客様が宅配水サービスのご利用を終了した場合には同時に本サービスの提供も終了いたします。
- 本サービスの利用をご希望のお客様は、本規約に同意の上、本部が別途定める情報（以下「登録事項」といいます。）を別途本部が定める方法で届け出ることにより、本部にその申込みをおこなうものとします。なお、お客様による本サービスの申込みがあるときは、お客様が本規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。
- 本条3項に定める申込みの完了時に、本規約の規定に従った本サービス利用契約がお客様と本部の間に成立し、お客様は本サービスを本部の定める方法で利用することができますものとします。
- 本部は、本条3項に基づき申込みをおこなった方が、以下各号のいずれかの事由に該当する場合又は該当するおそれがある場合、申込みを拒否することができるものとし、その拒否する理由をお客様に説明する義務を負わないものとします。
  - 本規約に違反する行為をおこない、又はそのおそれがある場合と本部が判断する場合（本規約で定める義務を怠るおそれがある場合を含みます。）
  - 申込書に虚偽の内容を記載した場合
  - 宅配水サービスの利用契約に違反する行為をおこない、又はそのおそれがある場合と本部が判断する場合（この利用契約で定める義務を怠るおそれがある場合を含みます。）
  - 合理的理由に基づき、本部が本サービス利用契約を締結することが適当でないと判断した場合
  - 本項1号から4号に定めるほか、本サービスの利用の申込みを承諾することが技術上若しくは本部の業務遂行上相当の支障がある場合

## 第3条 引越しサービス

- 引越しサービスは、本サービスの利用開始日を起算日として、1年につき1回ののみご利用となります。
- お客様の引越しサービスの利用により、本部指定の宅配水12リットルを4本無償提供いたします。
- 引越しサービスは、その利用を申し込んだ日から手配まで5営業日かかります。
- 引越しサービスの利用は、その申込みをおこなったときに引越し先の住所、配達日が確定されているお客様に限ります。
- 無償提供の宅配水の配送は引越し先の住所となります。

## 第4条 ウォーターサーバー補償サービス

- 補償範囲

- ウォーターサーバー補償サービスは、利用開始日を起算日として、1年につき1回のみのご利用となります。
- 破損等事故発生時の手続き
    - お客様より下記の間合せ先（以下「カスタマーセンター」といいます。）にご連絡するものとします。  
**アルウォーターカスタマーセンター**  
●一般回線からのお問合せ：0120-032-732  
●携帯電話からのお問合せ：0570-032-732  
※受付時間：10：00 ～ 18：00（年末年始除く）
    - 本部は、お客様から補償事項の履行の請求を受けたとき事故等の事実を調査することがあります。
    - お客様が本部の調査に協力いただけない場合は、本部による補償事項の履行が遅延又は不能となる場合があります。
    - 本製品の破損、汚損又はその他の不具合がお客様の故意又は重過失による場合、ウォーターサーバー補償サービスの対象外となります。

## 第5条 サーバー無料交換サービス

- 『サーバー無料交換サービス』とは、サーバーの利用開始日（サーバーを交換している場合は交換日）から3年以上経過した場合、当該本製品と同一又は同等の機種への無償交換をおこなうサービスをいいます。なお、3年未満の交換を希望される場合は、交換手数料を請求いたします。
- サーバー無料交換の手続き  
お客様より下記の間合せ先（以下「カスタマーセンター」といいます。）にご連絡するものとします。  
**アルウォーターカスタマーセンター**  
●一般回線からのお問合せ：0120-032-732  
●携帯電話からのお問合せ：0570-032-732  
※受付時間：10：00 ～ 18：00（年末年始除く）
- お客様からのご連絡後、当該本製品の利用開始日（サーバーを交換している場合は交換日）から3年を経過したと確認できた場合、サーバー交換日のご希望を承ります。なお、サーバー交換日は原則ご連絡日より1週間未満はご指定いただけません。また、本部の本サービスの運営状況に応じて、交換までお時間をいただく場合がございます。

## 第6条 利用料金及びその支払方法

- お客様は、利用料金として**月額682円（税込）**をお支払いいただくものとします。なお、利用料金の課金は、利用開始日の属する月の翌々月から開始されます。
- お客様は、宅配水サービスにて選択する支払方法に従い、本条1項に定める利用料金を支払うものとし、決済時に別途手数料が発生する場合にはお客様がこれを負担するものとします。なお、本部からの請求は、当月末日を基準におこないます。
- 本サービスの利用にあたり、お客様が月の途中で本サービスに関する本サービス利用契約を終了した場合でも、当該月の利用料金の日割り計算はおこなわれないものとします。
- 本部は、お客様による本サービス利用契約の解約、その他理由の如何を問わず、既に支払われた利用料金を一切返金しないものとします。

## 第7条 本サービスの中止・本サービス利用契約の終了

- 本部は、お客様が本規約に基づく債務を履行しない場合、相当の期間を定めて履行の催告をおこない、なおも履行がなされないときは、本サービスの提供を中止できるものとします。
- 本条1項の規定にかかわらず、お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、本部は何らの通告催告を要せず、本サービスの提供を即時に中止できるものとします。
  - 登録時に虚偽の申告をした場合
  - 本規約のいずれかの規定に違反した場合
  - 利用料金の支払義務及びその他本部に対する金銭債務の履行を怠った場合
  - 本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
  - 住所変更等の届出を怠り、お客様の責めに帰すべき事由により居所が不明となったことその他の事情により、本部がお客様への連絡が客観的に不可能と判断した場合
  - 不正な行為があった場合
  - 本部及びその関係者に著しい迷惑や損害を与えた場合
  - お客様又は第三者を利用して、本部及び委託事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為をおこなった場合
  - お客様が反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明した場合
  - 本項1号から9号に定めるほか、本サービス利用契約を維持することが困難となる事由が生じた場合
- お客様は、前二項の規定に基づき本サービスの提供が中止された場合、中止された日をもって本サービスの利用資格を喪失し、本サービス利用契約は当然に終了するものとします。ただし、本部は、本条2項3号については、自己の裁量により、猶予期間を定めて履行を催告することができるものとします。この催告をおこなった場合、猶予期間の経過時に本サービス利用契約が終了するものとします。
- 本条3項によって本サービス利用契約が終了した場合、本部は、お客様に対して何ら

損害賠償又は損失補償の義務を負わないものとします。

## 第8条 解約

- お客様は、本サービスの解約を希望される場合、カスタマーセンターに対するお電話でのご連絡に基づく解約の申請（以下「解約申請」といいます。）をおこなうものとします。なお、申請方法の詳細については、別途本部が指定する内容に従うものとします。
- お客様は、本条1項に基づく解約申請がおこなわれた月の最終営業日に対応するカスタマーセンターの受付時間内に解約申請の受付が完了しなかった場合、その翌月の末日をもって本サービス利用契約が終了するものとします。
- 解約申請の受付が終わった日（以下「解約手続完了日」といいます。）の属する月の末日をもって本サービス利用契約が終了するものとします。
- 本サービス利用契約が終了する日（以下「既定の解約完了日」といいます。）まで、利用料金は発生いたします。解約手続完了日から既定の解約完了日までの利用料金は、日割計算をおこなわず、一切返金できないものとします。
- お客様は、解約の後に本サービスの再申込みはできないものとします。

## 第9条 本サービスの変更、追加

本部は、事前に本部が適当と判断する方法により、本サービス内容につき変更、廃止等をおこなうことができるものとします。

## 第10条 個人情報取扱い及び利用目的について

本部が本規約に基づいて取得するお客様（法人のお客様の場合は、その組織に帰属する個人）に関する情報の利用目的、利用範囲、第三者開示の有無その他の詳細は、本部が定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

## 第11条 禁止事項

- お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為をおこなってはならないものとします。
  - 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報をほかのお客様に提供する行為
  - ほかのお客様又は第三者を誹謗中傷する行為
  - ほかのお客様又は第三者に不利益を与える行為
  - 法令に違反し又は違反の恐れのある行為、あるいは法令に違反し又は違反の恐れのある情報をほかのお客様に提供する行為
  - 本サービスを通じて入手した情報の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等をおこなう行為
  - 本サービスの運営を妨げ、又は本サービスの信用を毀損するような行為
  - その他本部が不適切と判断する行為
- お客様は、本条1項に違反して本部又は第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。また、お客様が本サービスで公開した情報に起因して第三者と紛争が生じた場合、お客様の自己負担と責任でその紛争の一切を解決するものとし、本部にいかなる迷惑もかけないものとします。

## 第12条 免責事項

- 本部は、本サービスの利用により発生したお客様の損害のうちお客様に直接かつ現実が生じた損害の限度で賠償する責任を負うものとします。ただし本部の故意又は重過失によって生じた損害についてはこの限りではありません。
- 本部は、戦争、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、本部の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
- 本部は本サービスに関して、合理的範囲での注意をもって提供いたしますが、その完全性、正確性、有用性、確実性等を保証するものではないものとします。
- お客様が本規約等に違反したことによって生じた損害については、本部に責めに帰すべき事由がある場合を除き、本部は一切責任を負わないものとします。

## 第13条 本サービスの利用契約の移転

- 本部は、本サービス利用契約における契約上の地位を第三者に対して移転場合があります。この場合、本サービスの利用に関して本部が知るお客様に関する情報は、第三者に移転するものとします。
- 本部は、本条1項に基づいて契約上の地位が移転しても、お客様に対し、第三者から本サービスと同等のサービスの提供ができるように最善の努力をおこないます。
- 本条1項が適用される場合、契約上の地位を移転する本部は、移転先となる第三者の名称等をお客様に通知するものとし、この契約上の地位の移転を希望されないお客様は、本部が指定する連絡先（特段の指定がないときはカスタマーセンター）宛てにご連絡いただくものとします。なお、本部がこの通知を送付してから7日以内にご連絡がない場合、お客様は契約上の地位の移転についてご承諾いただいたものと取り扱います。

## 第14条 規約及び料金等の変更・承認

- 本部は、お客様に対する事前の承諾の取得及び個別の通知をおこなうことなく、市場の動向及び社会情勢等その他の事情に応じて、いつでも本規約の定め並びに利用料金、本サービスの内容及び条件等（以下、これらを総称して「規約等」といいま

- す。）を適正な範囲において変更することができるものとします。ただし、ご利用いただいているお客様に大きな影響を与える変更やお客様への十分な配慮が必要となる変更となるときは、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるとともにお客様に対する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとします。
- 本条1項に基づく変更は、本部が公式ホームページへの掲載その他適切と判断する方法によってお客様に対して告知することによっておこなうものとします。ただし、本部は、本条1項に基づく変更にあたり、規約等の変更内容に応じた効力発生日を定めるとともに、変更をおこなう旨及び変更後の規約等の内容及び効力発生日を告知するものとします。
  - 本条1項に基づく変更の効力は、本条2項に基づいて告知した効力発生日に生じるものとします。
  - 本条1項に基づく規約等の変更の効力が適法に生じた場合、お客様が変更後の規約等に同意したものとみなして変更後の規約等を適用するものとします。

## 第15条 第三者への委託

本部は、本サービスに関する業務の一部又は全部をお客様の事前の承諾又はお客様への通知をおこなうことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

## 第16条 損害賠償

お客様は、本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、本部又は第三者に損害を与えた場合、本部又は第三者が被った損害等（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）を全額賠償する責任を負うものとします。

## 第17条 遅延損害金

お客様は、利用料金その他の債務について支払期日を経過しても支払いがなされない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数について年14.6％の割合で算出した額を遅延利息として本部が指定する期日までに支払うものとします。

## 第18条 準拠法

本規約の有効性、解釈、履行等に関しては、日本法が適用されるものとします。

## 第19条 裁判管轄

本部とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両方で誠意をもって協議しこれを解決するものとしませんが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026年10月13日改定